

中国新法規速報（2020年12月号）

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2020年11月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	「中華人民共和國民法典」担保部分の適用に関する解釈（意見募集稿）
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年11月9日
内容説明	当該解釈は、「民法典」の担保部分の付随規定に該当し、一般規定、保証契約に関する条項、担保の物権に関する条項、担保機能を備えるその他の担保、附則の5つの部分計69条から成り、抵当権設定、質権設定、留置権設定、保証等の担保の形式に起因して紛争が発生した場合、また、所有権保留、ファイナンスリース、ファクタリング等の担保機能を備えるその他の契約に起因して紛争した場合、債務者又は第三者の提供する反担保において本解釈が適用される（但し、例外もある）旨が定められている。意見募集稿であることから、今後の動向が注目される。

規定名称	「中華人民共和國著作権法」改正に関する決定
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2020年11月11日
内容説明	当該決定は、前回の「著作権法」改正からちょうど10年経った本年11月11日に、第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議において採択された。今回の改正後の「著作権法」は、計6章67条から成り、2021年6月1日から施行される。今回の改正では、懲罰的賠償制度が追加され、法定賠償の上限が500万元まで引き上げられ、また、下限が500元であることが明確化された。さらに、視聴作品の定義が定められ、従来の「類電作品」が視聴作品に改められたこと、職業パフォーマンスの権利の帰属についても定められたこと、著作権集団管理組織が非営利法人であって規範化された管理及び情報公開が必要であることが定められたこと、作品の定義が修正され、作品の客体の累計がより開放されたこと等が今回の改正の特徴として挙げられる。

規定名称	著作権行政法執行証拠審査及び認定業務のより適切な実施に関する通知
発布機関	国家版權局
発布日	2020年11月15日

内容説明	<p>当該通知は、著作権行政法執行証拠審査及び認定業務における権利証明、権利侵害証拠、権利侵害認定等の規範化について、11月15日に国家版權局によって発せられたものである。当該通知では、著作権行政法執行部門に対し苦情が申し立てられた場合において、権利証明の点について、苦情を申し立てた者に対し、その主張に係る著作権又は著作権に関する権利について証拠を提供するよう、当該部門が要求することが求められており、権利侵害証拠の点について、苦情を申し立てた者に対し、苦情の対象となった行為をした者が苦情を申し立てた者の著作権又は著作権に関する権利を侵害したことの証拠を提供するよう、当該部門が要求するべきであることが明確化されており、権利侵害認定の点について、苦情を申し立てた者が権利証明文書及び権利侵害証拠等の関連する証拠資料を提出した後において苦情の対象となった行為をした者が既に著作権者又は著作権に関する権利者の許可を得ていると主張するときに、許可を得たことの証拠が提出されるべきであり、当該部門が調査照合をするべきであることが提起されている。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規定名称	著作権及び著作権に関する権利保護の強化に関する最高人民法院の意見
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年11月16日
内容説明	<p>当該意見では、関連する事件審理の質・効果を高めること、事件の複雑性に応じた業務の試験的分離を推進すること、著作権及び著作権に関する権利の類型化案件審理周期を着実に短縮することが提起されている。また、作品、パフォーマンス、録音製品において、通常の方式により署名をした自然人、法人、非法人組織が当該作品、パフォーマンス、録音製品の著作権者又は著作権に関する権利の権利者であると推定されるべきである（かかる推定を覆すに足りる相反する証拠がある場合を除く）と提起されている。さらに、署名に紛争が生じた場合には、作品、パフォーマンス、録音製品の性質、類型、表現形式、業界の慣行、公衆の認知・習慣等の要因を考慮して総合的に判断するべきであると提起されている。</p>

規定名称	知的財産権民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年11月16日
内容説明	<p>当該規定では、被告が適法な由来のある抗弁を法により主張する場合において、権利侵害の訴えの対象となった製品、複製品を適法に取得した事実（適法な購入ルート、合理的価格、直接のサプライヤー等）について証拠を挙げて証明するべきであること</p>

	<p>が明確化されている。また、かかる証拠が商業秘密その他の秘密保持の必要な商業情報にかかわる場合において、訴訟関係者が当該証拠と接触する前に秘密保持合意を締結し、秘密保持の承諾をするよう人民法院が要求し、又は訴訟の手續において接触される秘密情報が訴訟以外の何らかの目的のために開示され、使用され、他者による使用が許可されることのないように人民法院が裁定等の法律文書により命ずることが掲げられている。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規定名称	DB31-T 1255-2020 経営者競争コンプライアンスガイドライン
発布機関	上海市市場监督管理局
発布日	2020年11月19日
内容説明	<p>上海では、全国に先駆けて、企業間の公正な競争について指導する「経営者競争コンプライアンスガイドライン」の地方標準が発布された。当該標準では、企業の生産経営の全過程を巡り、経営者が独占禁止法の関連規定に基づき市場競争に参加することの基本的要求が定められており、上海市の各種経営者による競争に対するコンプライアンス管理をするのに適用される。当該標準は、国内外の関連部門、各種業界団体にとっても指針とすることのできる内容となっている。</p>

以上。

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、嚴海忠、仇海珍